

## 今後の主な検討課題について

検 討 課 題	現行の取扱い	論 点
<p>本人の臓器提供の意思が不明の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・臓器摘出・脳死判定に関して法に規定する「遺族（家族）」の範囲は、ガイドラインにおいて、「<u>原則として、配偶者、子、父母、孫、祖父母及び同居の親族</u>」とされ、喪主又は祭祀主宰者が「遺族（家族）」の総意を取りまとめるものとされている。</li> <li>・また、<u>心停止後に行われる角膜及び腎臓の移植については、臓器移植法附則第 4 条の規定により、遺族からの書面により承諾を得た上で、摘出が可能（※）であり、この場合の「遺族」の範囲も上記と同様の取扱いとなる。</u></li> </ul> <p>（※）本人が生存中に眼球又は腎臓を提供する意思を書面により表示していない場合（当該意思がないことを表示している場合を除く。）</p>	<p>現行制度を踏まえ、どのように考えるか。</p>
<p>小児（15 歳未満の者）の場合に、脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲について</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心停止後に行われる角膜及び腎臓の移植については、臓器移植法附則第 4 条の規定により、<u>遺族からの書面により承諾を得た上で、摘出が可能（※）である。このことから、小児（15 歳未満の者）についても、摘出が可能であり、この場合の書面による承諾を行う「遺族」の範囲も 15 歳以上の者と同様の取扱いとなる。</u></li> </ul> <p>（※）本人が生存中に眼球又は腎臓を提供する意思を書面により表示していない場合（当該意思がないことを表示している場合を除く。）</p>	<p>現行制度を踏まえ、どのように考えるか。</p>

検 討 課 題	現行の取扱い	論 点
小児（15歳未満の者）の臓器を提供しない意思の表示について	臓器提供に係る意思表示の有効性については、年齢等により画一的に判断することは難しいと考えるが、 <u>民法上の遺言可能年齢等を参考として、法の運用に当たっては、15歳以上の者の意思表示を有効なものとして取り扱うこととされている。</u>	小児（15歳未満の者）の提供しない意思をどのように取り扱うか。 <u>立法者意思を踏まえ提供しない意思は有効なものとして取り扱うこととして良いか。</u>
虐待（※）を受けた児童に関し、臓器が提供されることのないようにする児童の範囲について （※）児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する「児童虐待」をいう。	—	（1） <u>脳死になった直接の原因が虐待である若しくはその疑いがある場合</u> か、又は（2） <u>虐待を受けていた事実及びその疑いがある場合</u> すべてか。
（1）とした場合の検討課題 虐待を受けた児童からの臓器提供の防止と脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲の関係について	—	小児からの臓器提供の場合に、 <u>脳死判定・臓器摘出を行うことを書面により承諾する家族（遺族）の範囲の者と児童虐待を行った（行っていた）者の関係についてどう考えるか。</u>
臓器を提供しない意思表示の手段について	臓器提供に係る意思表示の手段としては、臓器提供意思表示カードやシール、臓器提供意思登録システムという手段が整備されており、いずれも臓器を提供しない意思を表示することが可能となっている。	臓器を提供しない意思を表示する手段として、 <u>現在整備されている手段の他にどのような手段が考えられるか。</u> （注）法律上、臓器を提供しない意思の表示については、書面によることは要件とされていない。

検 討 課 題	現行の取扱い	論 点
臓器を提供しない意思を表示していなかったことを確認する手法及び手順について	—	<p>脳死判定や臓器提供を拒否する意思について、最低限確認すべき事項をどう考えるか。</p> <p>(注) 意思表示の手段とも併せて検討が必要。</p>

※ 小児脳死判定基準、提供施設に関する事項、医療現場での虐待の発見方法については、厚生労働科学研究の研究班において科学的知見を集積しているところであり、引き続き検討を進め、臓器移植委員会に報告する。